（認定特定高周波数無線局開設者の免許申請期間の特例）

第二十七条の二十の六　認定特定高周波数無線局開設者が指定周波数等において開設する特定高周波数無線局の免許の申請については、第六条第八項の規定は、適用しない。

第二十七条の二十二中「次条」を「第二十七条の二十四」に、「次に掲げる事項を第百三条の二第四項第二号に規定する総合無線局管理ファイルに登録しなければ」を「当該登録に係る次に掲げる事項を記録した電磁的記録を作成し、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨及び総務省令で定める事項を当該登録に係る登録人（同項の登録を受けた者をいう。以下同じ。）に通知するとともに、当該電磁的記録に記録されている事項を、当該登録の有効期間中、当該登録人が閲覧することができる状態に置かなければ」に改める。

第二十七条の二十五を削り、第二十七条の二十四を第二十七条の二十五とし、第二十七条の二十三を第二十七条の二十四とし、第二十七条の二十二の次に次の一条を加える。

（証明書の交付）

第二十七条の二十三　登録人は、総務省令で定めるところにより、総務大臣に対し、前条（第二十七条の三十七第二項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定により作成された当該登録人に係る電磁的記録（以下「登録記録」という。）に記録されている事項を証明した書面の交付を請求することができる。

第二十七条の二十六第一項中「（第二十七条の二十一第一項の登録を受けた者をいう。以下同じ。）は、同条第二項第三号」を「は、第二十七条の二十一第二項第三号」に改め、同条第三項中「及び第二十七条の二十三第一項」を「及び第二十七条の二十四第一項」に、「次条」を「第二十七条の二十四」に、「次条第一項」を「第二十七条の二十四第一項」に改め、「掲げる事項」の下に「を記録した電磁的記録を作成し、総務省令で定めるところにより」を加え、「変更に係る事項」と、第二十七条の二十三第一項」を「登録記録を変更し」と、「その旨及び総務省令で定める事項」とあるのは「その旨」と、「登録人（同項の登録を受けた者をいう。以下同じ。）に通知するとともに、当該電磁的記録に記録されている事項を、当該登録の有効期間中、当該登録人が閲覧することができる状態に置かなければ」とあるのは「登録人に通知しなければ」と、第二十七条の二十四第一項第二号」に改め、同条第四項後段を削る。

第二十七条の二十七第一項ただし書中「第二十七条の二十三第二項各号（第二号を除く。）のいずれか」を「第二十七条の二十四第二項第一号又は第三号」に改める。

第二十七条の二十八を次のように改める。

（登録記録の変更）

第二十七条の二十八　総務大臣は、第二十七条の二十六第四項、前条第二項（第二十七条の三十七第二項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十七条の三十三第四項の規定による届出があつたときは、登録記録を変更し、当該登録記録に係る登録人に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。

第二十七条の三十の見出しを「（登録の失効の記録）」に改め、同条中「第二十七条の十六第七項」の下に「、第二十七条の二十の四第二項」を加え、「取り消したとき」を「取り消したこと」に、「満了したとき」を「満了したこと」に、「前条第二項の規定」を「前条第一項の規定による届出があつたこと」に、「を抹消しなければ」を「に係る登録記録にその旨を記録しなければ」に改める。

第二十七条の三十一を次のように改める。

第二十七条の三十一　削除

第二十七条の三十三第三項中「及び第二十七条の二十三第一項」を「及び第二十七条の二十四第一項」に、「次条」を「第二十七条の二十四第一項」に改め、「掲げる事項」の下に「を記録した電磁的記録を作成し、総務省令で定めるところにより」を加え、「変更に係る事項」と、第二十七条の二十三第一項」を「登録記録を変更し」と、「その旨及び総務省令で定める事項」とあるのは「その旨」と、「登録人（同項の登録を受けた者をいう。以下同じ。）に通知するとともに、当該電磁的記録に記録されている事項を、当該登録の有効期間中、当該登録人に通知しなければ」と、「登録人が閲覧することができる状態に置かなければ」とあるのは「登録人に通知しなければ」と、第二十七条の二十四第一項第一号」に改め、「移動範囲」と」の下に「である」とあるのは「の区域を含む」と、同項第二号中」を加え、同条第四項後段を削る。

第二十七条の三十七第二項中「第二十七条の二十三、第二十七条の二十五第二項」を「第二十七条の二十四」に、「、第二十七条の三十及び第二十七条の三十一」を「及び第二十七条の三十」に、「次条」とあるのは「第二十七条の三十七第二項において読み替えて適用する次条」と」を「第二十七条の二十四」とあるのは「第二十七条の三十七第二項において読み替えて適用する第二十七条の二十四」と、「同項」とあるのは「前条第一項」と、同条第一号中」に、「第二十七条の二十三中」を「第二十七条の二十四第一項中」に、「同条第一項第一号」を「同項第一号」に、「第二十七条の二十五第二項中「第二十七条の二十二各号」とあるのは「第二十七条の三十七第二項において読み替えて適用する第二十七条の二十二各号」を「同条第二項中「第二十七条の二十一第一項の登録」とあるのは「第二十七条の三十二第一項の規定による登録」に、「第二十七条の二十七第一項中「第二十七条の二十三第二項各号」を「第二十七条の二十七第一項ただし書中「第二十七条の二十四第二項第一号又は第三号」に、「第二十七条の二十三第二項各号」と、」を「第二十七条の二十四第二項第一号又は第三号」と、」に、「前条第二項」とあり、及び第二十七条の三十一中「第二十七条の二十九第二項」を「前条第一項の規定による届出があつたこと」に、「第二十七条の三十二第一項の規定による登録を受けた者が当該登録に係る全ての無線局を廃止したこと」に改める。

第二十七条の三十八第二項中「認定開設者」を「認定特定基地局開設者」に改める。

第三十三条（見出しを含む。）中「義務船舶局」を「義務船舶局等」に改める。

第三十四条中「義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局（以下「義務船舶局等」という。）」を「義務船舶局等」に改め、同条第二号中「当該船舶」を「義務船舶局等のある船舶」に改める。

第三十八条の三第二項及び第三十八条の四第二項中「第二十四条の十三第三項」を「第二十四条の十二第三項」に改める。

第三十八条の十一第一項中「（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）」を削り、「第百十六条第二十三号」を「第百十六条第二十一号」に改める。

第三十八条の十九中「第二十四条の三及び」を「第二十四条の四第一項及び」に、「第二十四条の三中」を「同項中」に、「登録検査等事業者登録簿」を「登録検査等事業者登録ファイル」に、「登録証明機関登録簿」と、」を「登録証明機関登録ファイル」と、同項第二号中」に、「第二十四条の二の二第一項若しくは第二十四条の九第二項」とあるのは「第三十八条の四第一項若しくは第三十八条の十六第二項」を「第二十四条の三第一項」とあるのは「第三十八条の四第一項」と、「第二十四条の九第一項の規定による届出があつたこと」とあるのは「登録証明機関が技術基準適合証明の業務の全部を廃止したこと」に改め、「若しくは第二項」と」の下に「「登録検査等事業者登録ファイル」とあるのは「登録証明機関登録ファイル」と」を加える。

第三十八条の三十一第四項中「第二十四条の十三第三項」を「第二十四条の十二第三項」に改め、「あり、及び第三十八条の二十二第一項中「登録証明機関」と」を削り、「承認証明機関」と」の下に「、同条第三項」を加え、「第三十八条の八第一項」を「第三十八条の八第一項並びに」に改め、「並びに第三十八条の十五第一項」、「、第三十八条の二十一第一項及び第三十八条の二十二第一項」及び「、第三十八条の二十一第二項及び第三項並びに第三十八条の二十二第二項」を削り、「請求」と」の下に「、第三十八条の十五第一項中「登録」とあるのは「承認」と、第三十八条の二十一第一項中「命ずる」とあるのは「請求する」と、同条第二項及び第三項中「命令」とあるのは「請求」と、第三十八条の二十二第一項中「登録証明機関」とあるのは「承認証明機関」と、「命ずる」とあるのは「請求する」と、同条第二項中「命令」とあるのは「請求」と」を加える。